

確認済証・検査済証・中間検査合格証の交付証明の申し込みをされるお客様へ

株式会社西日本住宅評価センター

交付証明申請時には、来店される方のご本人確認書類など、下記の書類をご用意ください。

- 1) 交付証明申請書（確認済証、検査済証、中間検査合格証のうち、ご希望される証明の申請書）
- 2) 本人確認書類(下表参照)

申請区分	個人・法人区分	申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
申請者(建築主)が来店される場合 (建築主とは、確認済証等に記載されている建築主をいう)		下記のいずれか1点を 原本 にて確認します。 ・運転免許証 ・パスポート ・住民基本台帳カード(写真付) ・その他公の機関が発行した写真付の資格証明書	下記2点を 原本 にて確認します。 ①法人の印鑑登録証明書(発行日より3ヶ月以内)・・・★ ②法人に所属することを証する書類(名刺、社員証等)
	申請者(権利の承継者)が来店される場合 (権利の承継人とは、建築物等の転売により権利を承継された方をいう)	○権利を承継した旨を証する書類(※)の写し	
代理人が来店される場合		○申請者からの委任状(申請者と代理者の両方の印を押印ください)・・・★ ○申請者が権利の承継者の場合は、権利を承継した旨を証する書類(※)の写し ○申請者の印鑑登録証明書 原本 (発行日より3ヶ月以内)・・・★	
	代理人が個人の場合	下記2点を 原本 にて確認します。 ①代理人の印鑑登録証明書(発行日より3ヶ月以内)・・・★ ②代理人の本人確認書類下記のいずれか1点 ・運転免許証 ・パスポート ・住民基本台帳カード(写真付) ・その他公の機関が発行した写真付の資格証明書	
	代理人が法人の場合	下記2点を 原本 にて確認します。 ①代理法人の印鑑登録証明書(発行日より3ヶ月以内)・・・★ ②代理法人に所属することを証する書類(名刺、社員証等)	

※ 譲渡契約書等、当該建築物の権利が承継されたことを確認できる書類。ただし、転売が複数回行われて確認済証交付時の建築主からの承継が確認できない場合は、不動産登記簿(写し)を求める場合があります。

★ 申請書と委任状には印鑑登録証明書と同じ印を押印ください。